

## ○「腰痛の公務上外の認定について」の実施 について

昭和 52 年 2 月 14 日地基補第 68 号  
各支部事務長あて 補償課長

第 1 次改正 昭和 53 年 11 月 1 日地基補第 589 号  
第 2 次改正 平成 15 年 9 月 24 日地基補第 155 号  
第 3 次改正 平成 16 年 4 月 19 日地基補第 105 号  
第 4 次改正 平成 30 年 4 月 1 日地基補第 81 号

標記の件については、下記事項に留意のうえ、その実施に遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、「腰痛の公務上外等の取扱いについて」の実施について（昭和 43 年 5 月 1 日地基補第 143 号）は、廃止するので了知されたい。

### 記

#### 1 災害性の原因による腰痛

(1) 「腰痛の公務上外の認定について」（昭和 52 年 2 月 14 日地基補第 67 号。以下「理事長通知」という。）の記の 1 の災害性の原因による腰痛を発症する場合の例としては、次のような事例があげられること。

ア 重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を 2 人がかりで運搬する最中にそのうちの 1 人の者が滑って肩から荷をはずしたりしたような事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合

イ 事故的な事由はないが、重量物の取扱いに当たって、その取扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたときや、重量物の取扱いに不適當な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合

(2) 公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）の遂行に際し、何らかの原因で腰部に異常な内的な力の作用が加わったことによるいわゆる「ぎっくり腰」等の腰痛は、発症直後に椎間板ヘルニアを発症させ、又は症状の動揺を伴いながら後日椎間板ヘルニアの症状を顕在化させることもあるので、これら椎間板ヘルニアを伴う腰痛についても、公務上の災害として取り扱う場合のあることに留意すること。（第 3 次改正・一部、第 4 次改正・一部）

(3) 腰痛の既往症又は基礎疾患（例えば椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、すべり症等）がある場合で、腰痛そのものは消退又は軽快している状態にあるとき、公務遂行中に生じた災害性の原因により再び腰痛を発症させ、又は増悪させ、療養を要すると認められることもあるので、これらの腰痛についても、公務上の災害として取り扱うこととしたこと。

(4) 理事長通知の記の 1 に該当しない腰痛については、たとえ公務遂行中に発症したものであっても、認定基準の記の 2 の (1) に掲げる疾病

には該当しないこと。

なお、この場合、地方公務員災害補償法施行規則別表第1第3号の2に該当するか否かは別途検討を要するので留意すること。(第1次改正・一部、第2次改正・一部)

## 2 災害性の原因によらない腰痛

(1) 腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間従事する職員に発症した腰痛の発症の機序は、主として筋、筋膜、靭帯等の軟部組織の労作の不均衡による疲労現象から起るものと考えられること。

(2) エックス線上の骨変化が認められるものとしては、変形性脊椎症、骨粗鬆症、腰椎分離症、すべり症等があるが、これらのうち、変形性脊椎症は一般的な加齢による退行性変性としてみられるものが多く、また、骨粗鬆症は骨の代謝障害によるものであるもので、理事長通知の記の2の(2)の災害性の原因によらない腰痛の公務上外の認定に当たっては、その腰椎の変化と年齢との関連を特に考慮する必要があること。

## 3 公務上外の認定に当たっての一般的留意事項

腰痛を起こす負傷又は疾病は多種多様であるので、腰痛の公務上外の認定に当たっては、傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、業務内容、作業態様(取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等)、作業従事歴、従事期間、当該職員の身体的条件(性別、年齢、体格等)、素因又は基礎疾患等認定上の客観的な条件のは握に努めるとともに、必要な場合は専門医の意見を聴く等の方法により認定の適正を図ること。

## 4 治療

### (1) 治療法

通常、腰痛に対する治療は、保存的療法(外科的な手術によらない治療方法)を基本とすべきであるが、適切な保存的療法によっても症状の改善が見られないものの中には、手術的療法が有効な場合もあること。

ただし、この場合の手術方式は、腰痛の原因となっている腰部の病変の種類によってそれぞれ違うものであり、手術によって腰部の病変を改善することができるか否かについては医学上慎重に考慮しなければならないこと。

### (2) 治療の範囲

腰痛の既往症又は基礎疾患のある職員に理事長通知の記の1又は2の事由により腰痛が発症し増悪した場合の治療の範囲は、原則としてその発症又は増悪前の状態に回復させるためのものに限ること

。ただし、その状態に回復させるための治療の必要上既往症又は基礎疾患の治療を要すると認められるものについては、治療の範囲に含めて差し支えないこと。

### (3) 治療期間

公務上の腰痛は、適切な療養によれば、ほぼ3、4ヵ月以内にその症状が軽快するのが普通であり、特に症状の回復が遅延する場合

でも1年程度の療養で消退又は固定するものと考えられること。

ただし、理事長通知の記の2の(2)に該当する腰痛については、必ずしも上記のような経過をとるとは限らないこと。

#### 5 再発

公務上の腰痛が一たん治ゆした後、他に明らかな原因がなく、再び症状が発現し療養を要すると認められるものについては、公務上の腰痛の再発として取り扱うこと。